

「核兵器のない世界のためのパートナーシップ」の規約

Bylaws of “Partnership for a World Without Nuclear Weapons”

第1章 総則

(名称)

第1条 このネットワークの名称を、「核兵器のない世界のためのパートナーシップ」（以下、PWNWと略す。）とする。

(経緯と目的)

第2条

- A. PWNWは、過去に核兵器による被害を受けたか、又は、今もなおその危険にさらされている地域を管轄する米国のサンタフェ大司教区、シアトル大司教区、長崎大司教区、広島司教区の司教たちが、2023年8月9日に結んだパートナーシップを基礎とし、核兵器のない世界の実現のため、カトリック教会の他の教区、修道会、宣教会、教育機関、組織等（以下、カトリック教会の諸団体という。）に自主的・国際的な連携を願うものである。
- B. 具体的には、「核兵器禁止条約」（TPNW）の批准拡大を後押しし、核兵器の開発、実験、生産、輸送、保有、使用または使用の威嚇による、あらゆる破壊的で非人道的な被害¹（以下、「核被害」と言う）と脅威から、すべてのいのちと環境を守る活動を推進強化していくため、カトリック教会の諸団体の自主的・国際的なネットワークを構築し、加盟する諸団体相互の情報共有、交流、協力を促すことを目的としている。

¹ ここで言う「核被害」とは、核兵器によって放射性物質や有毒化学物質にさらされた人々や環境にさまざまな形で与えられた被害や死を指す。核被害は1943年以来発生しており、すべての核兵器が廃絶されたとしても、その後何世代にもわたって続く。こうした被害には以下が含まれる。

- 広島と長崎への原爆による爆風の直撃、放射線障害、あるいは癌疾患で数十万人の人々にもたらされた死と苦しみ
- ウラン採掘と加工、プルトニウム、ウランウム、トリチウムの生産と加工、大気圏内・地下核実験、核廃棄物の処理によって数百万人の人々が被った被曝
- 熱核兵器の実験によるマーシャル諸島の人々の苦しみと強いられた移住
- 核実験の放射性降下物による放射能汚染を被った世界各地の人々
- 過去におけるウラン採掘、核兵器の生産、実験によって、汚染の遺産にさらされる未来世代
- 核兵器に何兆ドルもの資金が費やされるために生きていく上での必要が満たされずその影響を受けているすべての人々
- 世界中の核兵器によって影響を受けたさまざまな地域の動植物

(活動)

第3条

PWNWは、前条の目的を達成するために、被爆地を訪問された教皇フランシスコが「平和となる道を切り開く力」と言われた「思い出し、ともに歩み、守る」という三つの「倫理的な命令」(2019年11月24日広島平和記念公園での教皇メッセージ)に基づいて、自主的に可能な範囲で、(1)核被害を思い起こし、(2)核被害を防ぐためにともに歩み、(3)核被害から守る活動を行う。

A. 思い出す活動(例)

核被害による悲痛な歴史を学び、現状を見つめ、犠牲者と平和のために祈る。

- 1) 核兵器の脅威や被害についての学習の機会に参加するか、もしできれば同様な企画を行う。核被害地を訪問する機会を持つか、もしできれば同様な訪問を企画する。
- 2) 原爆被爆者、核実験の犠牲者、ウラン鉱山労働者、および世界中の核被害者のため、そして核兵器のない世界を実現するためのミサや聖体礼拝を企画する。
- 3) 慈善活動に参加し、断食、施し、その他の犠牲をささげる。そして、「核兵器のない世界のためのパートナーシップ」のために特別に選ばれた2つの祈り、または、その他の平和のための祈りを唱える。

B. ともに歩む活動(例)

ともに平和のために考え、行動し、支え合う。

- 1) ヒバクシャ(核被害者)、ダウンウィンダー(風下住民)²、ウラン鉱山労働者、平和活動家、原子力技術者、軍人、外交官などの声に耳を傾け、対話する。
- 2) 核廃絶のために、自分たちにできることを考えて、行動する。
- 3) (もしできれば)3つの目的の活動を支援するための募金を行う³。
 - a. 「核兵器禁止条約」(TPNW)の批准拡大を後押しする活動の支援
 - b. 世界のヒバクシャ(核被害者)の支援と放射能汚染からの環境回復の支援
 - c. 核兵器のない世界の実現を目指すための活動に協力する。

C. 守る活動(例)

- 1) 核兵器の開発・製造・保有・使用による核被害から、いのちと環境を守る。

² ここで言うダウンウィンダー(風下住民)には、核兵器の製造や核実験によって放出された放射線を浴びたすべての人々が含まれる

³ 日本においては、長崎大司教区と広島司教区がその設立と運営に関わっている「核なき世界基金」が、同じ3つの目的のための募金活動を行っており、寄付金を送付する一つの窓口として協力をお願いする。

- 2) 「核兵器禁止条約」(TPNW) への署名・批准を推進するための活動を行う。
- 3) 核兵器の開発・製造・保有のための資金を、ヒバクシャ(核被害者)の救済、環境回復、地球保護のために用いるよう、政治的指導者に働きかける。

第2章 会員

(会員)

第4条

- A. PWNWの会員は、第2条(経緯と目的)と第3条(活動)に賛同し連携することを希望する、カトリック教会の諸団体であることを、原則とする。
- B. 加盟団体には、「創設団体」、「参加団体」、「賛同団体」の3つがある。
 - 1) 「創設団体」は、サンタフェ大司教区、シアトル大司教区、長崎大司教区、広島司教区である。これらはPWNWの創設教区である。
 - 2) 「参加団体」とは、PWNWの第2条と第3条に賛同して連携しながら、代表を1名選出し(第8条B)、本規約に基づいて、創設団体とともにPWNWの運営にかかわる。ただし、参加団体については、カトリック教会の教区、修道会、宣教会に限る。
 - 3) 「賛同団体」とは、PWNWの第2条と第3条に賛同して連携するが、PWNWの運営に、直接には携わらない。
- C. 会員となることを希望するカトリック諸団体は、「参加団体」か「賛同団体」のどちらかを選択して、入会申込み(第6条)を行う。既にパートナーシップに加盟している諸団体に含まれる下部の組織等も、独自に「賛同団体」として、加盟することができる。
- D. ただし、カトリック教会以外の諸団体が、会員となることを希望する場合には、「賛同団体」として入会申込み(第6条)を行うことができる。

(要件)

第5条

- A. PWNWの会員は、相互の情報共有、交流、協力を促すために、(別途定める様式に基づいて)年に一度、主な活動を報告して、情報を共有することが勧められる。なお、これらの情報は、PWNWのホームページ(以下、HPと略する。)担当者(第13条)の判断のもとに、HP上で公開されるものとする。
- B. PWNWの会員は、相互の情報共有、交流、協力をしながら、第3条で促されている活動を行うが、そのための諸経費は、自己負担する。
- C. ただし、PWNWの「創設団体」と「参加団体」は、経費が必要とされる場合、責任役員会(第9条)の議決に従って、会費の負担を依頼されることもある。
PWNWの会員は、第3条(2)で言及されている募金で集められた寄付金は、諸団体の

判断により、3つの目的の活動支援のために寄付するか、あるいはTPNWの第6条（核被害者に対する援助及び環境の修復）と第7条（国際的な協力及び援助）のための基金として貯蓄することもできる。

（入会申し込み）

第6条

- A. 入会を希望する団体は、PWNWのHP上のサイトを通して、入会申込書に必要事項を記入し、返信する。
- B. 入会の可否は、責任役員会（第9条）で行い、当該団体に通知される。
- C. 責任役員会で承認を得た会員は、PWNWのHPの「参加団体」か「賛同団体」のいずれかの欄に掲載される。

（退会）

第7条

- A. 会員が退会するときは、その意思を書面にして、会長に提出しなければならない。
- B. 会員が第5条に定める要件を満たさないか、これに反する発言や行動等があった場合には、責任役員会の判断によって、退会を通告する。

第3章 PWNWの組織

（委員会）

第8条 PWNWに、責任役員会、代表委員会、執行運営委員会を置く。

A. 責任役員会

- 1) 責任役員会は、創設4教区の（大）司教と前任者をもって構成される。ただし、退任した名誉（大）司教は、責任役員となることを辞退することができる。
- 2) 最終的な意思決定権限は、責任役員会に委ねられる。
- 3) パートナiership・コーディネーターは責任役員会の議決権のない職務上のメンバーとする。
- 4) 責任役員会は、創設教区の職員、そして核軍縮の専門家の中から、顧問を任命し、議決権のないメンバーとして責任役員会に加える。また、必要に応じて通訳を陪席させることができる。
- 5) 責任役員会は、過半数による表決によって、役員を加えることができる。

B. 代表委員会

参加団体は、それぞれ代表委員1名を任命し、代表委員会を構成する。

C. 執行運営委員会

会長、副会長、パートナーシップ・コーディネーター、経理担当（米国と日本、各1名）、特別委員（3名を上限とする）をもって、執行運営委員会を構成する。また、必要に応じて通訳を陪席させることができる。

(各委員会の役割)

第9条

A. 責任役員会

- 1) 責任役員会は、会員申請の審査、会員組織向けの報告書および議題の準備、国際的な活動の調整、PWNWが発行する文書の確認、作成された文書の管理、必要に応じた翻訳の手配、ウェブサイト管理者との連絡、およびその他の必要な事項に関する決定を行う。
- 2) 責任役員会は、PWNWに関するすべての事項について最終決定権を有する。決定は過半数による表決をもって行うものとする。
- 3) 責任役員会は、代表委員会の助言および勧告を求めるものとする。

B. 代表委員会

- 1) 代表委員会は、参加会員に関連する活動の報告を、責任役員会に提出するものとする。
- 2) 代表委員会は、責任役員会から提示された案件について、責任役員会に助言および提案を行うものとする。
- 3) 代表委員会は、責任役員会の注意を喚起すべき案件について、責任役員会に提起するものとする。これは、定例会議において、または会議と会議の間の他の通信手段によって行うことができる。

C. 執行運営委員会

- 1) 執行運営委員会は、すべての会議の日時を決定するものとする。
- 2) 執行運営委員会は、すべての会議の議題を準備するものとする。
- 3) 執行運営委員会は、責任役員会が、「参加団体」または「賛助団体」の会員申請を検討する際に、必要なすべての関連情報を収集し、まとめるものとする。
- 4) 執行運営委員会は、責任役員会の決議の実行に必要な事項について決定し、責任役員会と共に実行する。

(会議)

第10条

- A. 責任役員会は、少なくとも年4回、その裁量で、あるいは会長の要請に応じて開催するものとする。
- B. 代表委員会は、少なくとも年1回、責任役員会と会合を持つものとする。
- C. 執行運営委員会は、すべての責任委員会に先立ち、適時に会合を開くものとする。

(役員を選出と職務)

第11条

- A. 会長

- 1) 会長は、責任役員の中から互選される。選出は、責任役員会の司教役員による過半数による表決をもって行なわれる。
- 2) 会長をして、PWNW の最高責任者とする。
- 3) 会長は、PWNW のすべての会議を招集し、議長を務める。
- 4) 会長は、責任役員会が承認した決定が執行されることを確認する。

B. 副会長

- 1) 副会長は、責任役員会の中から選出される。選出は、責任役員会の過半数による表決によって行われる。
- 2) 副会長は、必要に応じて会長の代理を務め、責任役員会の決議に関する事項について、会長を補佐する。

C. パートナシップ・コーディネーター

- 1) パートナシップ・コーディネーターは、執行運営委員会の過半数による表決によって任命される。
- 2) 同職は、日米および国際的なメンバー間のコミュニケーションの窓口（ハブ）として機能し、メンバーシップの調整、ニュースレター等の情報発信、および多言語によるウェブサイト間の情報連携を担う。
- 3) 同職は、すべての会議の日程調整および対話促進を補助し、パートナーシップの日常的な運営を円滑に進める責務を負う。
- 4) 同職は、会議の議事録を作成して、関係者に配布し、保管する。

D. 経理担当

- 1) 経理担当は、責任役員会の顧問の一人として、責任役員会の過半数による表決によって、米国と日本にそれぞれ 1 名任命される。
- 2) 経理担当は、PWNW が徴収した全資金の会計を管理するものとする。
- 3) 経理担当は、全資金が安全に保管され、指定された目的のために使用されることを確認するものとする。

E. 特別委員

特別委員は、責任役員会に任命された顧問（第 8 条 A-4）で、PWNW の執行運営全般に関して、適宜、種々の観点からの助言を行う。

（役員任期）

第 12 条

- A. 第 11 条で規定される役員任期は 3 年とする。ただし、再任は妨げない。
- B. 欠員を補充するために、または役員数を増やすために選出された者は、前任者または現役員任期満了までの期間を務めるものとする。
- C. 役員は、任期満了後も後任者が就任するまで引き続きその任に当たるものとする。
- D. 役員が所属する団体内の人事異動により、その役職を務めることが不可能になった場合、その団体によって選出された後任者が新たな役員となる。

第4章 広報

(HPの担当者)

第13条

- A. 責任役員会は、必要に応じて（国別、言語別、地域別等）、会員内外からHPを管理するふさわしい担当者を任命する。
- B. 新たな言語によるHPの開設は責任役員会の過半数による表決によって、これを行う。
- C. HPを管理する担当者は、原則としてボランティアでこれを行う。

第5章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第14条 本規約は、責任役員会の過半数による表決によって変更することができる。

(解散)

第15条 PWNWは、目的を達成したと思われる適切なきに、責任役員会の過半数による表決によって解散される。

(その他)

第16条 この規約に定める事項のほか、PWNWの運営に関する必要な事項は、責任役員会の過半数による表決によって決議する。

附則

1. PWNWの創設団体は、米国のサンタフェ大司教区、シアトル大司教区、日本の長崎大司教区、広島司教区である。

2. PWNWの設立時の責任役員会は、以下のとおりである。

〔司教役員〕

ジョン・C・ウェスター大司教（サンタフェ大司教区）

ポール・エッチェン大司教（シアトル大司教区）

中村倫明大司教（長崎大司教区）

白浜満司教（広島司教区）

高見三明名誉大司教（長崎大司教区）

〔顧問〕

鍋内正志師（長崎大司教区）

伊藤正広師（広島司教区）

ヘレン・マクレナハン（シアトル大司教区広報最高責任者）
テリー・ネルソン（シアトル大司教区総合人間開発ディレクター）
ジェームズ・トーマス（作家・核被害研究者）
アン・アヴェロン（サンタフェ大司教区社会正義・生命尊重ディレクター）
レスリー・ラディガン（サンタフェ大司教区広報ソーシャルメディア・ディレクター）
ジェイ・コグラン（ニュークリア・ウォッチ・ニューメキシコ事務局長）
宮崎広和（ノースウェスタン大学人類学教授・長崎平和特派員）

3. PWNW の設立時の執行運営委員会の委員は、以下のとおりである。

〔会長〕

ジョン・C・ウェスター大司教（サンタフェ大司教区）

〔副会長〕

中村倫明大司教（長崎大司教区）

〔書記〕

白浜満司教（広島司教区）

〔経理担当〕

伊藤正広師（広島司教区）

〔特別委員〕

宮崎広和（ノースウェスタン大学人類学教授・長崎平和特派員）

4. PWNW の設立時の HP の言語は、英語と日本語である。

5. 本規約は、責任役員会の司教役員によって採択され、2025 年 2 月 12 日に施行。

6. 2026 年 3 月 17 日に、規約の一部改訂を承認。

これに伴い、PWNW の執行運営委員会の一部の委員が、以下のように交代。

〔会長〕

ジョン・C・ウェスター大司教（サンタフェ大司教区）

〔副会長〕

中村倫明大司教（長崎大司教区）

〔パートナーシップ・コーディネーター〕

伊藤正広師（広島司教区）

〔経理担当〕

米国：ポール・エッチェン大司教（シアトル大司教区）

日本：白浜 満司教

〔特別委員〕

宮崎広和（ノースウェスタン大学人類学教授・長崎平和特派員）

7. PWNW の HP の担当者（第 13 条）は、以下のとおりである。

米国：レスリー・ラディガン（サンタフェ大司教区事務局職員）

日本：三登 昌二（広島教区本部事務局職員） 白浜 満司教

以上